

# 入札説明書

## 件名

徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設  
及び経営施設で使用する電気

- 1 入札説明書
- 2 入札書・委任状
- 3 仕様書
- 4 契約書（案）

# 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び予定数量  
徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計 2,384,254 kWh  
予定契約電力 仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
- (2) 電力調達条件  
仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
平成31年1月15日（火）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 調達期間  
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (5) 需要場所  
仕様書別紙2「需要場所等の一覧」のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の①から⑧までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
  - ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ⑥ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - ⑦ 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」に掲げる条件を満たす者であること。
  - ⑧ 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。
- (2) (1)の②に規定する資格審査の申請の方法  
(1)の②において、資格を有していない者は、「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書」（様式第1号。管財課において配布された様式又は徳島県ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）に必要書類を添付して、4(2)に示す提出期間内に4(3)に示す提出場所へ持参しなければならない（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付について

- (1) 交付場所  
徳島県社会福祉事業団ホームページにおいて交付する。
- (2) 交付期間  
平成30年11月19日（月）午前9時から同年12月7日（金）午後5時まで

#### 4 入札参加資格確認申請書等

入札に参加しようとする者は、(1)に規定する提出書類を作成の上、(2)に規定する提出期間内に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 二酸化炭素排出係数等適合証明書（様式第2号）
- ③ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

\* ただし、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により同法の施行の日に小売電気事業について電気事業法第2条の2の登録を受けたとみなされる者については、③の書類の提出は不要

##### (2) 提出期間

平成30年11月19日（月）午前9時から同年12月7日（金）午後5時まで

ただし、持参の場合は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）及び正午から午後1時までを除く。

郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。

##### (3) 提出場所

「10 問合せ先」に示すとおり

##### (4) 提出部数

1部

##### (5) 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- ① 提出期間内に提出書類を提出しない者又は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。
- ② 入札参加資格の審査にあたり提出された書類の返却はしない。
- ③ 入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」により入札参加資格確認申請書を提出した全ての者へ通知する。

#### 5 仕様書等に関する質問書の提出について

質問書の提出については、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、送信後に電話により受信について確認することとする。「仕様書等に関する質問書」（様式第3号）を使用して提出すること。

##### (1) 提出場所

「10 問合せ先」に示すとおり

##### (2) 提出期間

平成30年11月19日（月）午前9時から同年11月30日（金）午後5時まで

なお、提出期間以降の質問は受け付けない。

##### (3) 回答方法

平成30年12月3日（月）以降に徳島県社会福祉事業団ホームページに掲載する。

#### 6 入札手続等について

##### (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

###### ① 日時

平成31年1月11日（金）午後1時30分

###### ② 場所

徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ 2階視聴覚研修室

###### ③ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

###### ア 提出期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月10日（木）までに必着のこと。

###### イ 宛先

「10 問合せ先」に示すとおり

##### (2) 入札の方法等

###### ① 入札の方法

入札書記載金額は調達期間の電気料金総価とすること。

ア 入札金額の算定に当たっては、各社の設定する契約電力に対する単価（基本料金単価、1kW当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kWh当たり）を根拠とし、1(1)に示した予定契約電力・予定使用電力量に基づいて積算すること。

- イ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ウ 入札書記載金額の算定に当たって使用した契約電力に対する単価（基本料金単価、1kW当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kWh当たり）を示した入札内訳書（様式第4-1から4-4号）を提出すること。ただし、入札書記載金額と入札内訳書の金額（税抜）（入札内訳書の①の金額）が同じとなるようにすること。
- ② 入札書及び入札内訳書の提出  
 入札書及び入札内訳書の提出は、持参又は郵送による。  
 郵送による場合は書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。  
 郵送に当たっては、当該封筒の表面に「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気の入札書在中」と朱書きすること。
- ③ 入札書の作成  
 入札書は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
- ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載し、押印しなければならない。
- イ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。  
 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 「入札物件」は、調達物品名を明確に記載すること。
- エ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。  
 この場合において、代理人により入札させるときは、当該入札参加者の押印（使用印鑑届を提出している場合にあつては当該使用印鑑）のある代理権を証する委任状を提出しなければならない。この委任状には、代理人が入札において使用する印鑑を押印しなければならない。
- オ 「住所及び氏名並びに印」は、次により正確に記載し押印しなければならない。
- (ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載し、押印（使用印鑑届を提出している場合にあつては当該使用印鑑）すること。
- (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の氏名を記載し、代理人の印を押印すること。
- カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ④ 入札執行回数  
 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- (3) 入札保証金  
 免除
- (4) 入札の無効  
 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 2に規定する入札参加資格のない者のした入札
- ② 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気の入札書在中」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札
- ③ 記名押印のない入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
- ウ 「入札物件」で調達物品名の記載のないもの、又は記載を誤ったもの。
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- オ 使用の印鑑を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しない入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (5) 開札  
 この入札の開札は、入札参加者及びその代理人以外の立ち会いを認めないものとする。

(6) 落札決定

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に徳島県社会福祉事業団が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

この場合において、徳島県社会福祉事業団は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

電力を使用する施設名	契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立総合福祉センター	徳島県立総合福祉センター事務担当 徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地 (電話 088-654-0294)
徳島県立障がい者交流プラザ	障がい者交流センター事務担当 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 (電話 088-631-1200)
希望の郷	希望の郷事務担当 徳島県徳島市西新浜町2丁目3番78号 (電話 088-663-5550)
未来	未来事務担当 徳島県徳島市国府町中369番地の1 (電話 088-642-4040)

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

落札者が、落札決定時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

落札者が、落札決定後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

また、これらの措置が契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 提出書類一覧

(1) 入札参加資格確認申請書等提出時

① 入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1通

② 二酸化炭素排出係数等適合証明書（様式第2号） 1通

③ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

\* ただし、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により同法の施行の日に関し小売電気事業について電気事業法第2条の2の登録を受けたとみなされる者については、③の書類の提出は不要

(2) 入札書提出時

① 入札書 1通

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

③ 入札内訳書 施設ごとに各1通

9 その他

(1) 入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書（顔写真入り）の提示を求める場合があるので、必ず持参すること。

10 問合せ先

郵便番号  
場所

770-0005

徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59  
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 契約担当

電話番号  
ファクシミリ  
メールアドレス

088-631-1200

088-631-1300

honbu@fukushi-center.jp

別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」

1 条件

- (1) ①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成28年度の未利用エネルギー活用状況、③平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%超 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%以上	10
	2.5%以上	5
	活用しない	0

(注1) 各用語の定義は、「3 各用語の定義」を参照

(注2) ④グリーン電力証明書(※)は、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

2 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間内についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるよう電気を供給するよう努めるものとする。

3 各用語の定義

用 語	定 義
① 平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成28年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成28年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>「平成28年度の未利用エネルギー活用状況 (%)」の算出方法は、以下の算出方式による。</p> <p>(算出方式)</p> <p>平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh) を平成28年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値に100を乗じる。</p> <p>平成28年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) / 平成28年度の供給電力量 (需要端)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。) をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①工場等の廃熱又は排圧</li> <li>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「FIT法」という。) 第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</li> <li>③高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> </li> <li>3 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> <li>4 平成28年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> <p>平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況 = ① + ② / ③</p> <p>①平成28年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh)</p>



②平成28年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量  
(送電端) (kWh)

③平成28年度の供給電力量(需要端) (kWh)

- 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、(30,000kWh未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。  
(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- 2 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- 3 平成28年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

## 入札参加資格確認申請書

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

平成30年11月19日付けで公告された「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」に係る入札に参加する者に必要な資格の確認について、証明書類を添えて申請します。

なお、現時点において、当該入札に係る入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

(様式第2号)

## 二酸化炭素排出係数等適合証明書

商号又は名称

下記のとおり相違ないことを証明します。

○平成28年度の状況

項	目	自社基準値	点数
①	平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	( )	( )
②	平成28年度の未利用エネルギー活用状況	( )	( )
③	平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	( )	( )

項	目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	( )	( )
①～④の合計点数			( )

(注1) 「自社基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」により算出した値を記載すること。

(注2) ②及び③については、根拠書類を任意様式で提出すること。

④については、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書の写しを提出すること。

(様式第3号)

## 仕様書等に関する質問書

商号又は名称  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ

平成30年11月19日付けで公告された「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」の仕様書等に関する質問書を提出します。

質問年月日 平成 年 月 日

番号	質問事項	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(注1) ファクシミリ又は電子メール送信後、電話により受信について確認をすること。

- ・電話番号 088-631-1200
- ・ファクシミリ 088-631-1300
- ・メールアドレス honbu@fukushi-center.jp

(注2) 質問に対する回答は、平成30年12月3日(月)以降に徳島県社会福祉事業団ホームページに掲載する。

「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」の入札内訳書

施設名：徳島県立総合福祉センター

(税抜)	
基本料金単価 (円/kW)	
電力量料金単価(円/kWh)	夏季 その他季

商号又は名称： 印

年 月	予定契約電力 (kW) a	基本料金単価 (円/kW) b	力率割引 (1.85-力率 /100) c	基本料金 (円) $d = a \times b \times c$	予定使用電力量 (kWh) e	電力量料金単価 (円/kWh)		電力量料金 (円) $(夏季)h = e \times f$ $(他季)h = e \times g$	電気料金合計 (円) $i = d + h$
						夏季 f	その他季 g		
平成31年4月	121		0.85		15,496				
5月	121		0.85		16,505				
6月	121		0.85		20,732				
7月	121		0.85		27,956				
8月	121		0.85		28,550				
9月	121		0.85		22,792				
10月	121		0.85		18,048				
11月	121		0.85		19,014				
12月	121		0.85		24,222				
平成32年1月	121		0.85		23,892				
2月	121		0.85		23,784				
3月	121		0.85		19,924				
合 計					260,915				0

(留意事項)

- 1 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2 月ごとの「基本料金」及び「電力量料金」は、小数点以下第3位以下を切捨てること。
- 3 力率は100%とすること。
- 4 「電気料金合計」は、小数点以下を切捨てること。
- 5 月ごとの「基本料金 (円)」, 「電力量料金 (円)」及び「電気料金合計 (円)」は、税抜価格を記載すること。

「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」の入札内訳書

施設名：徳島県立障がい者交流プラザ

(税抜)

基本料金単価 (円/kW)	
電力量料金単価(円/kWh) 夏季	
その他季	

商号又は名称：

印

年 月	予定契約電力 (kW) a	基本料金単価 (円/kW) b	力率割引 (1.85-力率 /100) c	基本料金 (円) $d = a \times b \times c$	予定使用電力量 (kWh) e	電力量料金単価 (円/kWh)		電力量料金 (円) $h = e \times f$ (他季) $h = e \times g$	電気料金合計 (円) $i = d + h$
						夏季 (円/kWh) f	その他季 (円/kWh) g		
平成31年 4月	288		0.85		74,071				
5月	288		0.85		75,124				
6月	288		0.85		81,744				
7月	288		0.85		116,655				
8月	288		0.85		113,832				
9月	288		0.85		95,846				
10月	288		0.85		78,578				
11月	288		0.85		73,978				
12月	288		0.85		78,815				
平成32年 1月	288		0.85		81,040				
2月	288		0.85		74,312				
3月	288		0.85		76,965				
合 計					1,020,960				0

(留意事項)

- 1 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2 月ごとの「基本料金」及び「電力量料金」は、小数点以下第3位以下を切捨てること。
- 3 力率は100%とすること。
- 4 「電気料金合計」は、小数点以下を切捨てること。
- 5 月ごとの「基本料金 (円)」, 「電力料金 (円)」及び「電気料金合計 (円)」は、税抜価格を記載すること。

「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」の入札内訳書

施設名： 希望の郷	(税抜)
基本料金単価 (円/kW)	
電力量料金単価(円/kWh)	夏季
	その他季

商号又は名称： 印

年 月	予定契約電力 (kW) a	基本料金単価 (円/kW) b	力率割引 (1.85-力率 /100) c	基本料金 (円) $d = a \times b \times c$	予定使用電力量 (kWh) e	電力量料金単価 (円/kWh)		電力量料金 (円) $h = e \times f$ (他季) $h = e \times g$	電気料金合計 (円) $i = d + h$
						夏季 f	その他季 g		
平成31年 4月	206		0.85		39,545				
5月	206		0.85		39,499				
6月	206		0.85		45,585				
7月	206		0.85		73,139				
8月	206		0.85		75,548				
9月	206		0.85		49,513				
10月	206		0.85		40,664				
11月	206		0.85		49,866				
12月	206		0.85		70,132				
平成32年 1月	206		0.85		76,189				
2月	206		0.85		69,125				
3月	206		0.85		55,317				
合 計					684,122				0

(留意事項)

- 1 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2 月ごとの「基本料金」及び「電力量料金」は、小数点以下第3位以下を切捨てること。
- 3 力率は100%とすること。
- 4 「電気料金合計」は、小数点以下を切捨てること。
- 5 月ごとの「基本料金 (円)」, 「電力量料金 (円)」及び「電気料金合計 (円)」は、税抜価格を記載すること。

「徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気」の入札内訳書

施設名： 未来

		(税抜)
基本料金単価 (円/kWh)		
電力量料金単価 (円/kWh)	夏季	
	その他季	

商号又は名称： 印

年 月	予定契約電力 (kW) a	基本料金単価 (円/kWh) b	力率割引 (1.85-力率 /100) c	基本料金 (円) $d = a \times b \times c$	予定使用電力量 (kWh) e	電力量料金単価 (円/kWh)		電力量料金 (円) $h = e \times f$ (夏季) $h = e \times g$ (他季)	電気料金合計 (円) $i = d + h$
						夏季 f	その他季 g		
平成31年 4月	131		0.85		26,173				
5月	131		0.85		25,216				
6月	131		0.85		27,179				
7月	131		0.85		40,358				
8月	131		0.85		41,188				
9月	131		0.85		29,041				
10月	131		0.85		28,432				
11月	131		0.85		33,471				
12月	131		0.85		44,476				
平成32年 1月	131		0.85		46,713				
2月	131		0.85		41,240				
3月	131		0.85		34,770				
合 計					418,257				0...①

(留意事項)

- 1 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2 月ごとの「基本料金」及び「電力量料金」は、小数点以下第3位以下を切捨てること。
- 3 力率は100%とすること。
- 4 「電気料金合計」は、小数点以下を切捨てること。
- 5 月ごとの「基本料金 (円)」, 「電力量料金 (円)」及び「電気料金合計 (円)」は、税抜価格を記載すること。



# 入 札 書

入 札 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入 札 物 件

徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気

入 札 保 証 金

免除

上記の金額で供給したいので、入札します。

平成31年1月11日

住 所

氏 名

代 理 人

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

# 入札書記載例

## ■ 代表者本人が入札するとき

※マークを付すこと  
(記載のないものは無効)

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3		4	5	2	0	0	0

入札物件 徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設  
で使用する電気

入札保証金 免除

次の場合は無効・鉛筆書き  
 ・2度書き  
 ・極端にかすれているもの  
 ・数字が特定し難いもの(0)と「0」と「0」等  
 ・アラビア数字でないもの  
 など

上記の金額で供給したいので、入札します。

平成 31 年 1 月 11 日

住 所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社  
氏 名 代表取締役 徳島 太郎  
代 理 人

役職名の記載が無い場合又は  
申請時の役職名と異なる記載  
具に登録した使用印鑑

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

## ■ 代理人が入札するとき

### 入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3		4	5	2	0	0	0

入札物件 徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設  
で使用する電気

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、入札します。

平成 31 年 1 月 11 日

住 所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社  
氏 名 代表取締役 徳島 太郎  
代 理 人 阿波 次郎 印

代理人と記載すること。  
(記載のないものは無効)

委任状と同じ印鑑

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

平成 年 月 日

## 委 任 状

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

委任者 住 所

氏 名

印

受任者 氏 名

印

私は、\_\_\_\_\_を代理人とし、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団が平成31年1月11日に執行する『徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気』の入札に関する一切の権限を委任します。

委 任 状

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長 殿

県に登録した使用印鑑

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1-1  
徳島県庁株式会社  
氏 名 代表取締役 徳島 太郎 印

受任者 氏 名 徳島県庁株式会社  
営業部長 阿波 次郎 印

入札書の押印と同一のもの  
(入札日には持参しておくこと)

私は、阿波 次郎 を代理人とし社会福祉法人徳島県社会福祉事業団が平成 31 年 1 月 11 日に執行する『徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気』の入札に関する一切の権限を委任します。

# 仕 様 書

## 1 調達物品及び予定数量

- (1) 調 達 物 品 徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気
- (2) 予 定 契 約 電 力 仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり  
ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (3) 予 定 使 用 電 力 量 仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
- (4) 調 達 期 間 平成31年4月1日(月)0時00分から平成32年3月31日(火)24時00分まで
- (5) 需 要 場 所 仕様書別紙2「需要場所等の一覧」のとおり
- (6) 契 約 期 間 に お け る 予 定 力 率 100%

## 2 電力供給条件

- (1) 供給電力特質
  - ① 供 給 電 力 方 式 交流三相3線方式
  - ② 供 給 電 圧 ( 標 準 電 圧 ) 6,000V
  - ③ 計 量 電 圧 ( 標 準 電 圧 ) 6,000V
  - ④ 標 準 周 波 数 60Hz
  - ⑤ 受 電 方 式 常時1回線受電
- (2) 需給地点  
電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点とする。(仕様書別紙2「需要場所等の一覧」のとおり)

## 3 契約の締結

契約は、仕様書別紙2「需要場所等の一覧」の施設毎(以下「施設毎」という。)に締結することとする。

## 4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、当該地域を所管する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(電気需給約款)等を基に発注者と受注者で協議するものとする。
- (3) 蓄熱式負荷設備の有無については、仕様書別紙2「需要場所等の一覧」を参照のこと。また、蓄熱層で使用する電気の計量電圧は200Vである。なお、蓄熱式負荷設備の使用電力量は、供給電圧(標準6,000V)と同位の電圧に換算するための損失率3パーセントで修正した値とする。
- (4) 太陽光発電設備等の有無については、仕様書別紙2「需要場所等の一覧」を参照のこと。
- (5) 当該施設は公共施設等であるため電気を安定供給すること。
- (6) 仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」で示した数値は、予定契約電力・予定使用電力量であり、この数値を保証するものではない。

仕様書別紙1 「予定契約電力・予定使用電力量一覧」

施設名	項目	契約電力 (kW)	平成31年												合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
徳島県立総合 福祉センター	最大需要電力 (kW)		66	92	100	109	121	98	89	90	102	108	112	104	
	使用電力量 (kWh)	121	15,496	16,505	20,732	27,956	28,550	22,792	18,048	19,014	24,222	23,892	23,784	19,924	260,915
徳島県立障がい 者交流プラザ	最大需要電力 (kW)		218	208	281	288	282	284	253	239	247	267	261	220	
	使用電力量 (kWh)	288	74,071	75,124	81,744	116,655	113,832	95,846	78,578	73,978	78,815	81,040	74,312	76,965	1,020,960
希望の郷	最大需要電力 (kW)		110	126	138	199	206	160	129	135	162	187	194	145	
	使用電力量 (kWh)	206	39,545	39,499	45,585	73,139	75,548	49,513	40,664	49,866	70,132	76,189	69,125	55,317	684,122
未 来	最大需要電力 (kW)		79	72	97	121	131	97	86	106	124	126	117	105	
	使用電力量 (kWh)	131	26,173	25,216	27,179	40,358	41,188	29,041	28,432	33,471	44,476	46,713	41,240	34,770	418,257
合計	使用電力量 (kWh)		155,285	156,344	175,240	258,108	259,118	197,192	165,722	176,329	217,645	227,834	208,461	186,976	2,384,254

(注記1) 7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。

(注記2) 上表に記載の数値は、前年度実績をもとに作成したものであり、調達期間中において、これを保証するものではない。

仕様書別紙2「需要場所等の一覧」

1 施設一覧表

No.	施設名	所在地
1	徳島県立総合福祉センター	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地
2	徳島県立障がい者交流プラザ	徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59
3	希望の郷	徳島県徳島市西新浜町2丁目3番78号
4	未来	徳島県徳島市国府町中369番地の1

2 需給地点

四国電力株式会社の配電線より引き込みした構内柱上設置の気中開閉器の電源側リード線の接続点とする。

3 太陽光発電設備等の有無

No.	施設名	太陽光発電設備 の設置状況	蓄電池設備 の設置状況	蓄熱式負荷設備 の設置状況 (蓄熱槽の容量)
1	徳島県立総合福祉センター	10kw	15kwh	無
2	徳島県立障がい者交流プラザ	10kw	15kwh	60kw
3	希望の郷	無	無	無
4	未来	無	無	無

# 契約書（案）

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気に関し次のとおり契約を締結する。

## （契約内容）

第1条 この契約内容に関する仕様は、次に掲げるもののほか、別添の仕様書のとおりとする。

- (1) 調達物品 徳島県社会福祉事業団が管理運営する施設及び経営施設で使用する電気
- (2) 使用箇所 〇〇〇〇〇（施設名）
- (3) 契約期間 平成31年1月15日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## （契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

基本料金単価（1kW当たり）	金〇,〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇.〇〇円）
夏季電力量料金単価（1kWh当たり）	金〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇.〇〇円）
その他季電力量料金単価（1kWh当たり）	金〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇.〇〇円）

- 2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、それぞれの料金単価に108分の8を乗じて得た額である。
- 3 第1項において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間であり、「その他季」とは夏季以外の期間である。

## （契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

## （権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書により、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

## （使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」に掲げる予定使用電力量を増減することができる。

## （契約電力）

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

## （計量及び検査）

第7条 計量日は各月の1日午前0時とし、受注者は計量日時に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。



(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日までの期間とする。

(料金の算定方法)

第9条 料金は、各月ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

- (1) 基本料金 第6条に定める契約電力、第2条第1項に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算定により算出する。  
基本料金=契約電力×基本料金単価×(1.85-力率/100)
  - (2) 電力量料金 使用電力量、第2条第1項に定める電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。なお、燃料費調整単価は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する額とする。  
電力量料金=使用電力量×(電力量料金単価+燃料費調整単価)
  - (3) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
- 2 料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。
- (1) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - (2) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - (3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、月の初日から当該月末日分の料金を前条により算出し、月ごとに速やかに請求するものとする。

- 2 受注者は、請求に当たっては、請求書のほかに、内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等)を添付するものとする。
- 3 発注者は、請求のあった日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 発注者の責めに帰する事由により料金を支払期日までに支払わない場合は、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの遅延日数に応じ、当該未受領料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)第8条で定める財務大臣の決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
  - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
  - (5) 契約条項に違反したとき。
  - (6) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、受注者に賠償を請求することができる。
  - 4 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除できるものとする。
  - 5 受注者は、第1項及び前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約解除による料金の算定方法)

第13条 前2条の規定により月の途中において契約を解除した場合の料金は、使用日数に応じて日割計算をするものとする。

(賠償金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から料金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月15日

発注者 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団  
理事長 小谷敏弘

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。